

宇城市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の骨子案

項目	国基準	本市基準案
保育の必要性の事由	<p>児童の保護者のいづれもが、次の各号のいづれかに該当する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く。））。居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。） ② 妊娠中であるか又は出産後間もないこと ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを持っていること ④ 同居又は長期入院等している親族を常時介護・看護していること ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること ⑥ 求職活動（起業準備含む） ⑦ 就学（職業訓練校等での職業訓練を含む） ⑧ 虐待やDVのおそれがあること ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用していている子どもがいて継続利用が必要であること ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が身とめる場合 	国基準のとおりとする。

項目	国基準	本市基準案
区分・保育必要量	<p>○保育標準時間：1日11時間まで（就労時間の下限は、1週あたり30時間程度）</p> <p>○保育短時間：1日8時間まで（就労時間の下限は、1か月あたり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就業態等を考慮して定めることとする）</p>	<p>国基準のとおりとするが、保育短時間の就労時間の下限は、1か月あたり48時間とする。</p>
優先利用等	<p>調整指数等により、優先利用を可能とする。</p> <p>優先利用の例示は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ひとり親家庭 ② 生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等） ③ 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 ④ 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 ⑤ 子どもが障がいをもつ場合 ⑥ 育児休業明け ⑦ 兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合 ⑧ 小規模保育事業など、地域型保育事業の卒園児童 ⑨ その他市町村が定める事由 	<p>国基準のとおりとする。</p>